

さあゆけ、志した学び舎へ

重要・保管

返還完了まで
大切に保管してください



令和6年度(2024年度)
熊本県育英資金

返還の手引き

To the
Next

あなたが**繋**げて

次世代へ繋げるあなたのバトン

“Think Beyond” -Enlightening the next generation of Kumamoto-

(「未来を考えよう」～熊本の次世代を担う若者へ伝えたいこと～)

Furthermore, encounters with the person you respect, an admired person, or the person who resembles your future image can motivate you. Meeting these people will motivate you to study harder and strive to be like them. Having a definite goal will elevate your motivation more and more.

託して欲しい若者たちの未来の物語へ。

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

目 次

I	はじめに	・ ・ ・ ・ P 1
II	返還完了までの流れ（学校卒業の場合）	・ ・ ・ ・ P 1
III	育英資金借用証書等の提出	・ ・ ・ ・ P 2
IV	奨学金の返還	・ ・ ・ ・ P 3
V	返還の猶予	・ ・ ・ ・ P 7
VI	住所・氏名その他重要事項等の変更	・ ・ ・ ・ P 10
VII	返還金の滞納と督促	・ ・ ・ ・ P 11
VIII	各種様式及び記入例	・ ・ ・ ・ P 12

大学への進学等により返還の猶予を希望する場合、
P 7～9 を必ず読んで、申請書類を提出してください。

紛失等により「返還の手引き」の冊子の送付を希望する場合は、住所、氏名を記入し、140 円切手を貼った封筒を、熊本県高校教育課まで郵送してください。

（郵送する封筒には、必ず「返還の手引き送付希望」と明記してください。）

なお、「返還の手引き」は、熊本県教育委員会ホームページにおいて閲覧・ダウンロードができます。

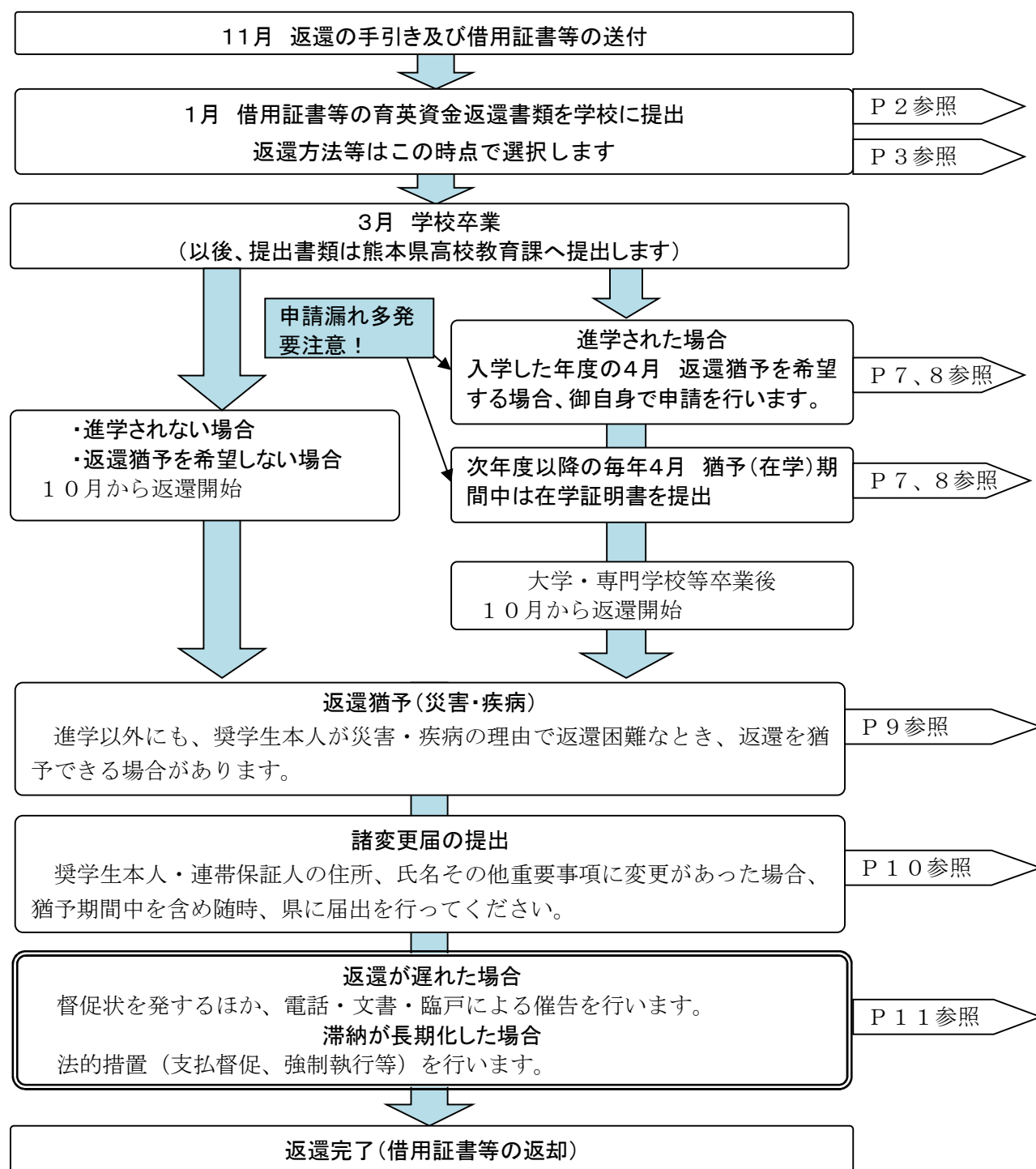
I はじめに

この手引きは、奨学生の皆様が今後の返還を円滑に行っていただくために作成したものです。

返還金は、後輩の育英資金貸与の財源であり、返還金がなければ育英資金の運営に重大な支障をきたします。

返還に関する決まりや必要な手続きについては、手引きの記載に従い、必要な時期に確実に行ってください。

II 返還完了までの流れ(学校卒業の場合)



Ⅲ 育英資金借用証書等の提出

1 育英資金借用証書、育英資金返還明細書、印鑑登録証明書の提出

次の事由により貸与が終了する場合、以下の書類を提出します。提出がない場合、返還方法が確認できませんので、一括返還を求めることがあります。

事 由	① 卒業したとき ② 資格喪失したとき ③ 辞退したとき ④ 退学したとき ⑤ 成業の見込がないとき ⑥ 教育委員会が必要と認めたとき
提出書類	① 育英資金借用証書 ② 育英資金返還明細書 ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書
提 出 先	各学校

2 借用証書、返還明細書の作成

作成にあたっては、次の注意点を厳守するとともに、別紙記入例を必ず確認の上、記入してください。

- ☐ 住所、氏名等を記入する箇所は、必ず奨学生、連帯保証人のそれぞれ本人が、自筆で記入してください。
- ☐ 数字で記入する箇所は、正確・鮮明に算用数字で記入してください。
- ☐ 連帯保証人については、原則として貸与決定時の誓約書に記載された方を記入してください。
- ☐ 誓約書に記載された連帯保証人に変更がある場合は、借用証書、返還明細書と併せて、連帯保証人の変更届（P 17 参照）を提出してください。

※返還方法等は、P 3～6を確認の上、選択してください。

借用証書等の住所、氏名等は必ず、奨学生、連帯保証人のそれぞれ本人が、自筆で記入してください。

Ⅳ 奨学金の返還

1 返還の方法

返還の方法は、次のいずれかの方法を選択してください。返還の方法を変更したい場合は、熊本県高校教育課へ育英資金返還方法変更願（P 25 参照）を提出してください。

（１）口座振替

返還は原則として口座振替により行います。「熊本県育英資金返還金口座振替申出書」を借用証書・返還明細書・印鑑登録証明書とともに学校に提出してください。

振替口座	肥後銀行のみ (肥後銀行以外の金融機関の口座は設定できません)
注 意 点	① 口座振替は毎月の振替日 1 回限りです。 (口座振替ができなかった場合、再度の振替はできません) ② 口座の残高不足などによって、振替不能とならないように、振替日の前日までに、必ず残高の準備をしてください。 ③ 連帯保証人名義の口座の設定も可能です。

（２）納入通知書

口座振替が困難な場合に限り、次の金融機関窓口において納入通知書で返還することができます。

金融機関	○ 肥後銀行の本店、支店、出張所及び代理店 ○ 熊本銀行、みずほ銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県医師信用組合、熊本県信用組合の本店、支店 ○ 熊本県内単位農業協同組合の本所、支所（玉名市大浜町農業協同組合を除く） ○ 三井住友銀行、三井住友信託銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、十八親和銀行、長崎銀行、大分銀行、豊和銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、九州労働金庫、農林中央金庫及び横浜幸銀信用組合の熊本県内支店 ※納入できる金融機関は変更となる場合があります。納入通知書裏面の金融機関一覧を確認して、納入してください。 なお、合併等により名称が変わる場合は、新金融機関名に読み替えてください。 ※ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアでは納入できません。
------	--

注 意 点	① 納期限を確認し、納期限内に納入してください。 ② 次の場合には、必ず熊本県高校教育課（096-333-2682）まで御連絡ください。 ・ 納期限を過ぎても納入通知書が届かない場合 ・ 納入通知書を紛失した場合
-------	--

（３）コンビニエンスストア用納付書

県外に在住するなど、口座振替や金融機関窓口での返還が困難である場合、次のコンビニエンスストアで利用できる納付書で返還することができます。

（県内に在住の方は、原則口座振替を選択してください。）

ただし、割賦方法のうち、一括払いは選択できません。一括払いを希望する場合は、他の返還方法を選択してください。

利用可能な店舗	MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン、ヤマザキデイリーストアの各店舗 ※利用可能な店舗は変更となる場合があります。納付書裏面の店舗一覧を確認して、納入してください。 ※各種金融機関では納入できません。
注 意 点	① 納期限を確認し、納期限内に納入してください。 ② 次の場合には、必ず熊本県高校教育課（096-333-2682）まで御連絡ください。 ・ 納期限を過ぎても納付書が届かない場合 ・ 納付書を紛失した場合

（４）ゆうちょ銀行用納付書

県外に在住するなど、口座振替や納入通知書での返還が困難である場合、ゆうちょ銀行の窓口又は払込機能付きＡＴＭで利用できる納付書で返還することができます。

利用可能な店舗	○ゆうちょ銀行の本店、支店 ○郵便局の各店舗 ※各種金融機関、コンビニエンスストアでは納入できません。
注 意 点	① １回の返還につき３０円の手数料がかかります。 ② 納期限を確認し、納期限内に納入してください。 ③ 次の場合には、必ず熊本県高校教育課（096-333-2682）まで御連絡ください。 ・ 納期限を過ぎても納付書が届かない場合 ・ 納付書を紛失した場合

2 割賦方法及び割賦金額

割賦方法は、次のいずれかの方法を選択してください。なお、割賦金額や月賦・半年賦併用における半年賦加算分との合算月は、「育英資金返還明細書」を参考にしてください。

割賦方法	振替日（納入期限）
一括	10月25日
年賦	毎年10月25日
半年賦	毎年4月25日、10月25日
月賦	毎月25日
月賦・半年賦併用	毎月25日（半年毎に半年賦加算分（半年賦の2分の1に相当する額）と月賦分を合算） 【参考】年間の返還額が12万円の場合 半年毎の割賦金額：3万5千円 （半年賦加算分：3万円＋月賦分：5千円）

※口座振替の場合、25日が金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

※納入通知書、コンビニエンスストア用納付書、ゆうちょ銀行用納付書の場合、記載されている納期限内に納入してください。

※コンビニエンスストア用納付書の場合、割賦方法のうち、一括払いは選択できません。一括払いを希望する場合は、口座振替、納入通知書、ゆうちょ銀行用納付書のいずれかの返還方法を選択してください。

※割賦方法は、1回の返還額が今後の生活上無理のない金額であるか（継続的に支払える金額か）を十分に検討して、選択してください。また、一度選択した割賦方法については変更可能のため、変更する際は熊本県高校教育課（096-333-2682）まで御連絡ください。

3 返還の期間

返還の期間は、貸与期間の3倍の期間となります。返還期間の詳細は、返還開始の際に、熊本県高校教育課から本人宛に送付する「返還開始のお知らせ」に同封の「返還計画書」で確認してください。返還中に確認したい場合は、熊本県高校教育課へ御連絡ください。

（例）令和4年4月～令和7年3月までの3年間貸与を受けた場合

その3倍の期間である9年間（令和7年10月～令和16年9月）で返還することとなります。

また、返還を開始した後に、残りの返還期間分の全部を繰り上げて返還することができます。割賦方法として選択する一括払いとは異なりますので、返還中に返還残高全額の繰上返還を希望する場合は、事前に熊本県高校教育課へ御連絡ください。

4 返還開始の時期

事由	返還開始
卒業したとき	貸与終了の6カ月後 【参考】3月卒業の場合、10月から返還開始
辞退したとき 成業の見込がないとき 教育委員会が必要と認めたとき	貸与終了の6カ月後
退学したとき	貸与終了の翌月
進学・在学による猶予期間が終了したとき	猶予期間終了の6カ月後
災害・疾病による猶予期間が終了したとき	猶予期間終了の翌月

【参考】返還方法のイメージ

●年賦の場合



●半年賦の場合



●月賦、月賦・半年賦併用の場合



V 返還の猶予

奨学生本人が、在学・進学・災害・疾病のいずれかに該当する場合、申請に基づき一定期間返還を猶予（返還を先延ばし）することができます。ただし、次の点に御注意ください。

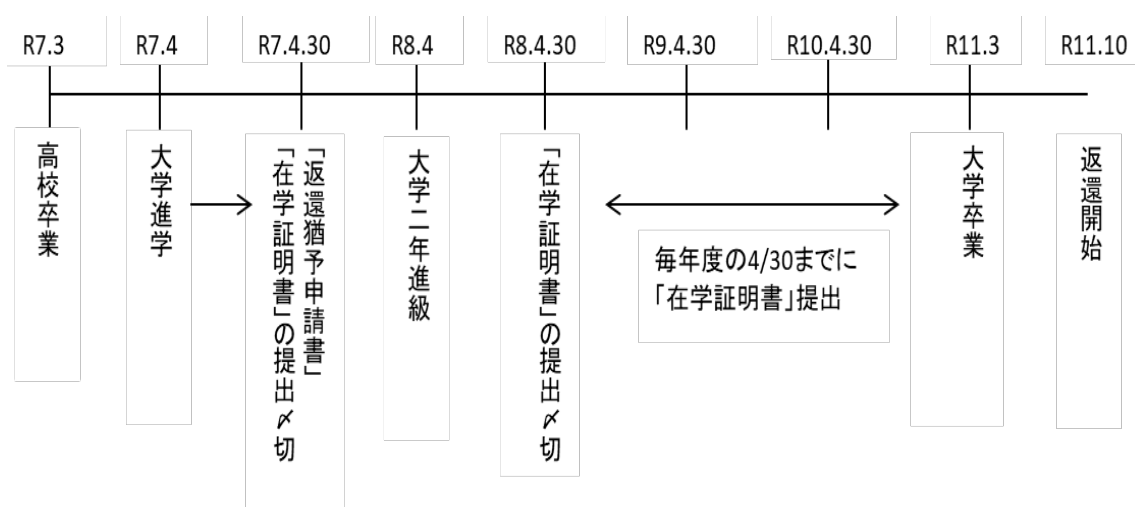
- 熊本県高校教育課へ申請することで猶予することができます。
特に進学による猶予の申請は毎年提出が必要です。提出がない場合、その年の10月から返還が始まります。進学先の在学証明書が必要となるため、希望者は忘れずに、進学後に御自身で在学証明書を取得し、申請してください。進学した場合、在学していた学校や進学先の学校は、申請手続きを行いません。
- 猶予申請時に滞納がないことが返還猶予の条件となります。
- 返還期限が到来していない返還金についてのみ猶予を行うことができます。（返還期限が過ぎた返還金の猶予を行うことはできません。）

1 在学・進学による猶予

対 象 者	【在学猶予】貸与終了後も引き続き高校・大学等に在学している者 【進学猶予】貸与終了後、大学又は専修学校等（防衛大学校など給与又はそれに類するものが支給される学校は除く）に進学した者
猶予期間	在学している期間
提出書類	【初年度】 ① 育英資金返還猶予申請書（P 1 3 参照） ※奨学生番号を2つお持ちの方は番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② 進学先又は在学先の在学証明書（原本） 【次年度以降】※卒業するまで毎年提出が必要です。 ① 毎学年の在学証明書（原本） ※奨学生番号を2つお持ちの方は、在学証明書に奨学生番号を2つ御記入ください。 ※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。
提 出 先	熊本県高校教育課
提出期間	毎年4月1日～4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。

注 意 点	① 留年・休学などをした場合は、上記の期間内に、猶予申請書と在学証明書（原本）を提出し、再申請する必要があります。 ② 退学その他学生としての身分に変化が生じた場合には、文書にて届け出てください。 ③ 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6カ月を経過した日の属する月の翌月から返還開始となります。進学などで引き続き猶予を希望する場合は、上記の期間内に、猶予申請書と在学証明書（原本）を提出し、再申請する必要があります。なお、猶予は遡って申請することはできませんので御注意ください。
-------	--

【参考1】4年制大学による猶予のイメージ



【参考2】返還開始後の大学等在学期間中に返還の猶予を希望する場合

返還の猶予を希望する月の上旬までに、大学等進学後に家計が急変し返還を続けることが困難となったなど、返還継続が困難となった奨学生本人の事情を記載した書類（様式任意）を添えて、熊本県高校教育課へ次の書類を提出してください。

① 育英資金返還猶予申請書（P 13 参照）

※奨学生番号を2つお持ちの方は番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。

② 進学先又は在学先の在学証明書（原本）

※返還金の滞納がある場合、上記の書類を提出するまでに、延滞利息を含む滞納金の全額を返還し、滞納がない状態にする必要があります。

※次年度以降、卒業するまで毎年在学証明書（原本）の提出が必要です。

奨学生番号を2つお持ちの方は、在学証明書に奨学生番号を2つ御記入ください。
在学証明書（原本）の提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。

2 災害による猶予

対 象 者	災害を受けた育英奨学生
猶予期間	1 回の申請につき 1 年以内 (再申請をすることで災害の発生日から 5 年以内の期間は猶予が可能)
提出書類	【初回】 ① 育英資金返還猶予申請書 (P 1 3 参照) ※奨学生番号を 2 つお持ちの方は、番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② り災証明書 (原本) ③ 災害の発生日から 1 年以上経過した後に申請する場合、下記の要件が確認できる所得証明書 (原本) ※前年の所得証明書が取得できない場合は、前々年の所得証明書を提出してください。その後、前年の所得証明書が発行される 6 月中に再度申請してください。 【再申請するとき】 ① 育英資金返還猶予申請書 (P 1 3 参照) ※奨学生番号を 2 つお持ちの方は、番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② 下記の要件が確認できる所得証明書 (原本)
提 出 先	熊本県高校教育課
再申請時の 所得要件等	給与所得者 : 年間収入金額 (税込) 3 0 0 万円以下 それ以外の方 : 必要経費等控除後の年間所得 2 0 0 万円以下

3 疾病による猶予

対 象 者	疾病により就労が困難な育英奨学生
猶予期間	1 回の申請につき 1 年以内
提出書類	① 育英資金返還猶予申請書 (P 1 3 参照) ※奨学生番号を 2 つお持ちの方は、番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② 医師の診断書 (原本) ※就労不能期間が記載されているもの。 (例 R 6 . 4 ~ R 7 . 3 まで、約 1 年程度 等)
提 出 先	熊本県高校教育課
注 意 点	① 猶予を希望する月の上旬までに、上記の書類を提出してください。就労不能期間の記載のない診断書は、理由を問わず受け付けることができません。診断書を依頼する前に、就労不能期間の記載が可能であるか、必ず医師に確認してください。 ② 診断書作成に要する費用は申請者が負担することになります。猶予が認められなかった場合も同様です。 ③ 返還金の滞納がある場合、上記の書類を提出するまでに、延滞利息を含む滞納金の全額を返還し、滞納がない状態にする必要があります。

VI 住所・氏名その他重要事項等の変更

借用証書、返還明細書等に記載した事項のうち、下表に示す事由に変更が生じた場合は、該当する事項の届・願等を速やかに熊本県高校教育課に提出してください。

提出すべき書類の様式は、本手引きに添付していますので、切り離さずコピーして使用してください。

変更事項	提出事由	提出書類	備考
育英奨学生に関する こと	①住所の変更 ②改姓・改名 ③連絡先の変更	①氏名・住所変更届 (P 15 参照)	事実発生のとど届出
	④死亡したとき	①死亡届 (P 23 参照) ②戸籍抄本又は死亡診断書	連帯保証人等が届出
連帯保証人に関する こと	①住所の変更 ②改姓・改名 ③連絡先の変更 ④連帯保証人の変更	①連帯保証人の変更届 (P 17 参照) ②「連帯保証人の変更届」 添付書類 (P 19 参照) ③調査等同意書 (P 21 参照) ④印鑑登録証明書 ※②～④は連帯保証人を変更する場合のみ提出	①事実発生のとど届出 ②奨学生の配偶者を連帯保証人にすることはできません。
返還方法に関する こと	①口座振替又は納付書納付に変更するとき ②割賦方法を変更するとき	①育英資金返還方法変更願 (P 25 参照) ②口座振替申出書 ※②は口座を変更する場合のみ提出(用紙は熊本県高校教育課から発送します)	①返還開始後の割賦方法の変更については、前年度の3月までの提出により、希望する年度の4月の返還分から変更可 ②卒業等による返還開始前の割賦方法の変更については、その年の9月までの提出により、10月の第1回返還分から変更可

※諸願・諸届には必ず奨学生番号を明記してください。

変更等の手続きは、適切な時期に確実に行ってください。手続きを怠ると、返還についての大切なお知らせが、お手元に届かなくなるなど、不利益が生じることがあります。

VII 返還金の滞納と督促

納入期限までに返還しないときは、以下のように対応することとなります。

(1) 督促状及び催告書の発送

奨学生本人に対して納入期限後30日以内に督促状を発送します。

また、連帯保証人に対しても同時に催告書を送付します。

(2) 文書、電話、訪問による催告

督促状発送以降、奨学生本人に加え、連帯保証人に対して文書・電話・訪問による催告を同時に行っていきます。

連絡がとれない場合には勤務先等にも行うことがあります。

(3) 支払督促申立て、強制執行等

催告を行っても滞納が解消されない場合、支払督促申立・強制執行など裁判所での手続き（法的措置）をとることになります。

支払督促申立・強制執行等は連帯保証人に対しても同時に行います。

(4) 延滞利息の徴収

【令和4年3月以前に採用された奨学生】

延滞が6カ月経過するごとに、元金の延滞額に対し1.5%の割合で計算した金額の延滞利息を徴収します。延滞利息はたとえ元金を返還しても免除されません。

【令和4年4月以降に採用された奨学生】

返還の日までの日数に応じて、元金の延滞額に対し年3%の割合で計算した金額の延滞利息を徴収します。延滞利息はたとえ元金を返還しても免除されません。

- 奨学生の皆様からの返還金は、後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。
- 借用証書で約束した納入期限は、必ず守ってください。
- 万一、期限を過ぎて返還された場合、必ず熊本県高校教育課に電話連絡をしてください。
- 育英資金制度を維持していくために、裁判所での手続きを経て、返還金を回収するなどの取組みを行っています。

Ⅷ 各種様式及び記入例

◆「育英資金返還猶予申請書」（第25号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 1 3
◆「氏名・住所変更届」（第15号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5
◆「連帯保証人の変更届」（第16号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 1 7
◆「連帯保証人の変更届」添付書類	・ ・ ・ ・ ・ P 1 9
◆「調査等同意書」	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1
◆「死亡届」（第24号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 3
◆「育英資金返還方法変更願」（第11号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5

参考様式

◆「育英資金借用証書」（第22号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7
◆「誓約書」（第8号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 8
◆「保証書」（第5号様式）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 9
◆「熊本県育英資金返還金口座振替申出書」	・ ・ ・ ・ ・ P 3 0

※熊本県教育委員会ホームページにも上記様式（参考様式は除く）を含む熊本県育英資金の各種様式を掲載しています。

熊本県育英資金 様式

検索



※様式は切り離さず、コピーして使用してください

別記第25号様式(第20条関係)

奨学生 番 号										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

育 英 資 金 返 還 猶 予 申 請 書													
年 月 日													
熊本県教育委員会 様													
育英奨学生	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">TEL</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	住 所	〒		TEL	—	—	氏 名					
住 所	〒		TEL	—	—								
氏 名													
連帯保証人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">〒</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">TEL</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	住 所	〒		TEL	—	—	氏 名					
住 所	〒		TEL	—	—								
氏 名													
下記の事由により、育英資金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。													
記													
借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで (月間)												
借 用 金 額	円												
希望の返還猶予期間	年 月 から 年 月 まで												
返 還 猶 予 の 理 由 (箇条書き)													
注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、疾病その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。													

記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。

別記第25号様式(第20条関係)

[illegible]

県への提出日を記入

育英資金返還猶予申請書

令和7年 4月 8日

熊本県教育委員会 様

育英奨学生	住 所	〒 862—8609 TEL 090—1111—1111 熊本市中央区水前寺6—18—1
	氏 名	奨学 太郎
連帯保証人	住 所	〒 862—8609 TEL 080—2222—2222 熊本市中央区水前寺6—18—1
	氏 名	奨学 次郎

下記の事由により、育英資金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借 用 期 間	R4年 4月から R7年 3月まで(36月間)
借 用 金 額	1,080,000 円
希望の返還猶予期間	R7年 10月から R11年 3月まで
返 還 猶 予 の 理 由 (箇条書き)	【進学の場合】 ○○大学に進学のため 【在学の場合】 ○○高校に在学中のため 【疾病の場合】 ○○により1年間就労できないため 【災害の場合】 ○○により被災したため 【災害の再申請の場合】 ○○により被災し、○○している 進学・は卒業です。 疾病・は1年

進学・在学の場合は卒業までの期間です。
疾病・災害の場合は1年以内です。

等

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、疾病その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

災害の再申請の場合は被災の影響が継続していることを簡単に記載してください。

※様式は切り離さず、コピーして使用してください

別記第15号様式(第13条関係)

奨学生 番 号										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏 名 ・ 住 所 変 更 届											
年 月 日											
熊本県教育委員会 様											
育英奨学生	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">学 校 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">〒 — TEL — —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	学 校 名			住 所	〒 — TEL — —	氏 名				
学 校 名											
住 所	〒 — TEL — —										
氏 名											
連帯保証人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">〒 — TEL — —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	住 所	〒 — TEL — —	氏 名							
住 所	〒 — TEL — —										
氏 名											
下記のとおり改姓・転居しましたので届け出ます。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">改 姓</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">住 所 変 更</td> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;">〒 — 電話 — —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;">〒 — 電話 — —</td> </tr> </table>		改 姓	変 更 前	フリガナ	変 更 後	フリガナ	住 所 変 更	変 更 前	〒 — 電話 — —	変 更 後	〒 — 電話 — —
改 姓	変 更 前		フリガナ								
	変 更 後	フリガナ									
住 所 変 更	変 更 前	〒 — 電話 — —									
	変 更 後	〒 — 電話 — —									

記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

別記第15号様式(第13条関係)

奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5

県への提出日を記入

氏名・住所変更届

令和7年 11月 15日

熊本県教育委員会 様

育英資金貸与時の学校を記入

育英奨学生	学校名	水前寺高等学校
	住 所	〒862-8609 TEL(090)1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1
	氏 名	奨学 太郎
連帯保証人	住 所	〒862-8609 TEL(080)2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1
	氏 名	奨学 次郎

下記のとおり改姓・転居しましたので届け出ます。
記

改 姓	変更前	フリガナ クマモト タロウ 熊本 太郎
	変更後	フリガナ ショウガク タロウ 奨学 太郎
住 所 変 更	変更前	〒123-4567 電話080-5555-5555 熊本県八代市●●町1-1-1
	変更後	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1

改姓の場合に記入
フリガナも記入

住所変更の場合に記入

※様式は切り離さず、コピーして使用してください

別記第16号様式(第13条関係)

奨学生 番 号										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連 帯 保 証 人 の 変 更 届		
年 月 日		
熊本県教育委員会 様		
育英奨学生	学 校 名	
	住 所	〒 — TEL — —
	氏 名	
新 保 証 人	フリガナ 住 所	〒 — TEL — —
	フリガナ 氏 名	印
	住 所	〒 — TEL — —
旧 保 証 人	氏 名	
記		
1 保証人の変更 年 月 日から		
新 保 証 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(満 才)
	住 所	
	本人との続柄	
	勤務(連絡)先	
旧 保 証 人 氏 名		
2 保証人の改姓・住所の変更 年 月 日から		
新 氏 名 (新 住 所)		
旧 氏 名 (旧 住 所)		
注 連帯保証人を変更しようとするときは、新保証人の印鑑登録証明書を添付してください。		

記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

獎學生	1	1	1	1	1	1	1	1	1
番 号	5	5	5	5	5	5	5	5	5

県への提出日を記入

連 帯 保 証 人 の 変 更 届

令和7 年 11月 15日

能本県教育委員会 様

育英奨学生	学 校 名	水前寺高等学校	
	住 所	〒862-8609 TEL090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏 名	奨学 太郎	
新 保 証 人	フリガナ 住 所	〒123-4567 TEL090-3333-3333 クマモトケンヤツシロシ●●マチ 熊本県八代市●●町1-1	
	フリガナ 氏 名	クマモト ハナコ 熊本 花子	
	旧 保 証 人	住 所	
	氏 名	奨学 次郎	

それぞれ各自
自筆で記入し
てください。

必ず 印鑑登
録証明書と
同じ印鑑で
押印してく
ださい。

記

1 保証人の変更 **令和7** 年 **11**月 **15**日から

新保証人	氏 名	熊本 花子	
	生 年 月 日	昭和42年 10月 21日生(満56才)	連帯保証人を変更する場合に記入してください。
	住 所	熊本県八代市●●町1-1	
	本人との続柄	母	
	勤務(連絡)先	熊本商事(096-●●●-●●●●) ←	勤務先の電話番号も明記
旧保証人氏名	奨学 次郎		

2 保証人の改姓・住所の変更 **令和7** 年 **11** 月 **15** 日から

新氏名(新住所)	(奨学 花子)熊本市中央区水前寺6-18-1	は住所が変更になった場合のみ記入してください。
旧氏名(旧住所)	(熊本 花子)熊本県八代市●●町1-1	

注 連帯保証人を変更しようとするときは、新保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

必ず添付してください。
※氏名又は住所のみの変更の場合は不要です。

「連帯保証人の変更届」添付書類

奨学生 _____ の育英資金返還債務の連帯保証人を変更するにあたり、「連帯保証人の変更届」を提出する理由は次のとおりです。

旧保証人 _____

新保証人 _____ 印

1 保証人を変更する理由

	1～6の該当する番号の1つに○をしてください（複数選択不可）
主たる生計維持者の変更	1 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減 2 旧保証人の死亡 3 旧保証人と奨学生が異なる世帯になった（例 旧保証人の離婚）
旧保証人の債務超過	4 破産手続開始の申立てをした又はする予定 5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定
その他	6 1から5以外の理由（詳細を記入してください： _____）

2 旧保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

3 新保証人の状況

- (1) 次の事項に該当する場合 □に✓ を記入してください。
☐ 新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。

(2) 新保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

(3) 新保証人の借入の状況

主な借入先	借入残高の合計	毎月の返済額の合計
	円	円

住所・氏名の変更の場合は添付書類は不要です。

記入例

必ず印鑑登録証明書と
同じ印鑑で
押印してください。

「連帯保証人の変更届」添付書類

奨学生 **奨学 太郎** の育英資金返還債務の連帯保証人を変更
「連帯保証人の変更届」を提出する理由は次のとおりです。

それぞれが自筆で記入してください。

旧保証人 **奨学 次郎**

新保証人 **熊本 花子**

花 熊
子 本

1 保証人を変更する理由

	1～6の該当する番号の1つに○をしてください（複数選択不可）
主たる生計維持者の変更	☒ 1 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減
	2 旧保証人
	3 旧保証人と奨学生が異なる世帯になった（例 旧保証人の離婚）
旧保証人の債務超過	4 破産手続開始の申立てをした又はする予定 5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定
その他	6 1から5以外の理由（詳細を記入してください： ）

2 旧保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
☒ 給与・年金・事業・その他	300万円	100万円

3 新保証人の状況

(1) 次の事項に該当する場合 □に✓ を記入してください。

□ 新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。

(2) 新保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・ ☒ 事業・ ☒ その他	400万円	450万円

(3) 新保証人の借入の状況

借入がない場合は「0」を記入

主な借入先	借入残高の合計	毎月の返済額の合計
(株)水前寺銀行	120万円	6,000円

調査等同意書

熊本県育英資金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県育英資金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者本人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

記入例

調査等同意書

熊本県育英資金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することにより同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県育英資金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

令和7 11月 15日

熊本県教育委員会 様

県への提出日を
記入

申請者本人	住 所	熊本市中央区水前寺6-18-1
	氏 名	奨学 太郎
連帯保証人	住 所	熊本県八代市●●町1-1
	氏 名	熊本 花子

※様式は切り離さず、コピーして使用してください

別記第24号様式(第19条関係)

奨学生 番 号										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人 又は親族)	住 所	〒 — TEL — —
	氏 名	

下記のとおり育英奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届け出ます。

記

借 用 者	氏 名	
	(出 身) 学 校 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との関係を示す書類を提出してください。

記 入 例

別記第24号様式(第19条関係)

奨学生 番 号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

死 亡 届

県への提出日を記入

令和7 年 11月 15日

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人) 又 は 親 族	住 所	〒 862-8609 TEL 080-2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1
	氏 名	奨学 次郎

下記のとおり育英奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届け出ます。

記

必ず添付してください。

借 用 者	氏 名	奨学 太郎
	(出 身) 学 校 名	水前寺高等学校
死 亡 年 月 日	令和7 年 11月 12日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との関係を示す書類を提出してください。

※様式は切り離さず、コピーして使用してください

別記第11号様式(第10条関係)

奨学生 番 号									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

育 英 資 金 返 還 方 法 変 更 願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

育英奨学生	住所	〒 — TEL () —
	氏名	
連帯保証人	住所	〒 — TEL () —
	氏名	

下記のとおり育英資金返還方法の変更をお願いします。

記

借 用 総 額	円
返 還 済 額	円
残 額	円
旧返還方法	A. 口座振替による納付 B. 納付書による納付
	1. 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 7. その他()
新返還方法	A. 口座振替による納付 B. 納付書による納付
	1. 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 7. その他()
変更の時期	年 月分から

記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

別記第11号様式(第10条関係)

[illegible]

県への提出日を記入

育英資金返還方法変更願

令和7 年 9月 1日

熊本県教育委員会 様

育英奨学生	住所	〒 862—8609 TEL (090) 1111—1111 熊本市中央区水前寺6—18—1
	氏名	奨学 太郎
連帯保証人	住所	〒 862—8609 TEL (080) 2222—2222 熊本市中央区水前寺6—18—1
	氏名	奨学 次郎

下記のとおり育英資金返還方法の変更をお願いします。

記

借 用 総 額	1.080.000 円
返 還 済 額	0 円
残 額	1.080.000 円
旧返還方法	(A) 口座振替による納付 B. 納付書による納付
	1. 月賦 2. 半年賦 (3.) 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 7. その他()
新返還方法	A. 口座振替による納付 (B.) 納付書による納付(コンビニ)(ゆうちょ)
	(1.) 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 7. その他()
変更の時期	令和7 年 10 月分から

変更前の変更方法に○をつけてください。

ご希望の返
還方法に○
をつけてく
ださい。

変更の希望月を記入してください。

コンビニエンスストア用納付書またはゆうちょ銀行用納付書を希望する場合は、余白に（コンビニ）または（ゆうちょ）と記載してください。

参考様式

別記第22号様式(第18条関係)

奨学生 番 号													
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

育 英 資 金 借 用 証 書

収 入
印
印 紙

借用金額

千	百	十	万	千	百	十	円

熊本県育英資金貸与基金条例による育英奨学生として上記金額を借用いたしました。ついては条例その他の規程を守り、私ども連帯で育英資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一、育英資金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、育英資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において貴教育委員会の指定した日まで返還未済額の全部を一括返還することを請求され、又は未済額及び延滞金について強制執行の手続を取られても異議ありません。

借 用 金 内 訳

借 用 期 間	借入金月額(円)	金 額(円)
—		
—		
—		
—		
—		
借 用 金 総 額		

年 月 日

熊本県教育委員会 様

育英奨学生 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

印

注 連帯保証人は、登録した印鑑により押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。

参考様式

別記第8号様式(第8条関係)

奨学生 番 号										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

誓 約 書

私は、育英資金の貸与を受けることとなりましたので、熊本県育英資金貸与基金条例
その他の規程を守り、指示の事項に従います。

なお、貸与を受けた育英資金の返還をするときは、その返還について同条例等の規程
に従って履行することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

育 英 奨 学 生	学 校 名		
	フリガナ 住 所	〒 — TEL — —	
	フリガナ 氏 名		
連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ 住 所	〒 — TEL — —	
	フリガナ 氏 名		印

注 連帯保証人は、登録した印鑑により押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

参考様式

別記第5号様式(第6条関係)

保 証 書

住 所
育英奨学生申請者
氏 名

上記の者が、この度熊本県育英資金貸与基金条例による熊本県育英資金の貸与を申請します。

つきましては、育英奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については保証人としての義務を履行します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)		〒 — TEL — —
	フリガナ	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

参考様式

(様式第1号)

(熊本県控)

熊本県育英資金返還金口座振替申出書(新規・解約)

(熊本県通学支援奨学金返還金も含む) ※該当する部分を○で囲んでください。

熊本県教育長 様

年 月 日

奨学生番号			奨学生氏名		
納入義務者 (奨学生又は 連帯保証人)	住 所	郵便番号() 電話番号()			
	フリガナ				印
	氏 名				

私は、熊本県へ納入すべき返還金の支払いを口座振替によって納入することとしたいので、下記の金融機関へ送付してください。

指定額・貯金 口座名義人	フリガナ									お 届 印	印
	氏 名										
指 定 口 座 (預・貯金口座)	金融機関・ 支店支所名	肥後銀行						支店 支所	種目	1 普通 2 当座	
	金融機関・支店番号コード						口 座 番 号				
振替開始月	年 月 分より				振替日		毎月25日				

※預貯金種目は1・2の該当するものに○をつけてください。

※記入及び申込上の注意事項

《新規の場合》

- 1 口座振替納付を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、県内の肥後銀行本支店の窓口へお申し込みください。
- 2 口座振替日は原則として毎月25日です。ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日となります。

《解約の場合》

- 1 口座振替解約を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、お取引の肥後銀行本支店へお申し込みください。
- 2 お申し込み翌々月から口座振替解約となります。

(金融機関承認欄) 当行(店)に上記口座名義人の預貯金口座のあることを確認し、熊本県育英資金貸与基金条例第10条、及び熊本県高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第7条に基づく返還金口座振替依頼書を受理しました。 取引金融機関	金融機関受付印

(熊本県控) 学校→申請書→肥後銀行→申請者→学校→高校教育課

※但し、既に返還が開始されている奨学生は、肥後銀行本支店で受付印を受領後、熊本県控を高校教育課へご提出ください。

返還金は後輩のために

【お問い合わせ・提出先】

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

住所：〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2682（平日 8:30～17:15）